(平成30年6月4日)

目 次

平成3 C	年6月	$4 \exists$	定例会

	平成30年6月4日 定	列会
議案等番号	議 案 等 名	ページ
報告第1号	専決処分報告について 「専決第1号 平成29年度柏原市一般会計補正予算(第 11号)」	1
報告第2号	専決処分報告について 「専決第2号 柏原市市税条例の一部改正について」	13
報告第3号	専決処分報告について 「専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について」	2 1
報告第4号	専決処分報告について 「専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解について」	2 3
報告第5号	専決処分報告について 「専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について」	2 5
報告第6号	専決処分報告について 「専決第6号 平成30年度柏原市国民健康保険事業特別 会計(事業勘定)補正予算(第1号)」	2 7
報告第7号	平成29年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告 について	3 3
報告第8号	平成29年度柏原市水道事業会計予算の繰越しについて	3 5
報告第9号	平成29年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて	3 7
議案第32号	業務委託契約の締結について	3 9
議案第33号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	4 0
議案第34号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4 2
議案第35号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4 3

議案第36号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	4 4
議案第37号	柏原市手数料条例の一部改正について	4 6
議案第38号	柏原市市税条例等の一部改正について	4 9
議案第39号	柏原市介護保険条例の一部改正について	6 6
議案第40号	柏原市自動車駐車場条例の一部改正について	68
議案第41号	柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の一部改正について	7 0
議案第42号	平成30年度柏原市一般会計補正予算(第1号)	7 2
議案第43号	平成30年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	9 0

報告第1号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成30年6月4日提出

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

専決第1号 平成29年度柏原市一般会計補正予算(第11号)

専決第1号

平成29年度柏原市一般会計補正予算(第11号)

平成29年度柏原市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,225千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,105,169千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

平成30年3月30日専決

柏原市長 富 宅 正 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

·				· I
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地 方 交 付 税		4, 556, 717	40, 594	4, 597, 311
	1 地 方 交 付 税	4, 556, 717	40, 594	4, 597, 311
11 分担金及び負担金		245, 185	△ 8, 200	236, 985
	1 負 担 金	244, 124	△ 8, 200	235, 924
14 府 支 出 金		1, 680, 891	16, 700	1, 697, 591
	2 府 補 助 金	382, 714	16, 700	399, 414
15 財 産 収 入		18, 529	2	18, 531
	1 財産運用収入	13, 526	2	13, 528
17 繰 入 金		200, 000	45, 098	245, 098
	1 基 金 繰 入 金	200, 000	45, 098	245, 098
18 諸 収 入		2, 104, 150	△ 104, 419	1, 999, 731
	3 貸付金元利収入	1, 033, 024	361	1, 033, 385
	5 雑 入	1, 048, 854	△ 104, 780	944, 074
歳 入	合 計	26, 115, 394	△ 10, 225	26, 105, 169

歳 出 (単位 千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
4 衛	生	費				2, 077, 091	△ 2,388	2, 074, 703
			2 清	掃	費	1, 115, 699	△ 2,388	1, 113, 311
7 土	木	費				2, 790, 338	△ 8, 200	2, 782, 138
			2 道路	橋りょ	う費	1, 156, 025	△ 8, 200	1, 147, 825
9 教	育	費				2, 292, 289	363	2, 292, 652
			1 教育	育 総 矛	 費	599, 432	363	599, 795
	歳	出	合 計			26, 115, 394	△ 10, 225	26, 105, 169

平成29年度柏原市一般会計補正予算(第11号)説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

	款		項 目	補正前の額	補正額	=	節		節		
	水人		垻 卩	作LL 刊 V 7 領	州上祖	ĒΙ	区	分	金	額	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
9			地方交付税	4, 556, 717	40, 594	4, 597, 311					
	1		地方交付税	4, 556, 717	40, 594	4, 597, 311					
		1	地方交付税	4, 556, 717	40, 594	4, 597, 311					
							1 地方交付	寸税	40), 594	4 特別交付税

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

款		項目	補正前の額	補正額	≅ -	節			
水		切 ロ	↑冊Ⅱ↓刊♥ノ6只	畑业領	рΙ	区	分	金 額	成工 777
1		分担金及び	245, 185	△ 8, 200	236, 985				
		負担金							
1		負担金	244, 124	△ 8, 200	235, 924				
	3	土木費負担	22, 000	△ 8, 200	13, 800				
		金				1 道路橋	りょう費負	△ 8, 200	信貴太平寺線道路改良に伴う負担金
						担金			

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位 千円)

	款		項目	補正前の額	補正額			節 区 分 金 額				説	明	
	办人		块 口	↑冊Ⅱ↓刊♥ノ6只	佣业做	рΙ	区			額		印化	1 77	
14			府支出金	1, 680, 891	16, 700	1, 697, 591								
	2		府補助金	382, 714	16, 700	399, 414								
		1	総務費府補	4,000	16, 700	20, 700								
			助金				1 総務管	管理費補助金	1	6, 700	振興補助金			

(款) 15 財産収入

(項) 1 財産運用収入

	款		項	目	補正前の額	補正額	≅ -	節		説		明		
	水		垻	口	州北別の領	畑业領	рΙ	区	分	金額			印汇	97
1	5		財産収	入	18, 529	2	18, 531							
	1		財産運	用収	13, 526	2	13, 528							
			入											
		2	利子及	び配	2, 810	2	2, 812							
			当金					1 利子及	び配当金		2	奨学基金		

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

	盐		古 口	対式並の類	建工類	=		節		説	HH.
	款		項目	補正前の額	補正額	司	区	分	金 額	東 光	明
ſ	17		繰入金	200, 000	45, 098	245, 098					
	1		基金繰入金	200, 000	45, 098	245, 098					
		1	基金繰入金	200, 000	45, 098	245, 098					
							1 繰入金		45, 098	ふるさと基金繰入金	

(款) 18 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位 千円)

	款		項目	補正前の額	補正額			節			説明
	水		垻 口	m L 削り強	加 止領	口	区	分	金	額	記元 9万
18	3		諸収入	2, 104, 150	△ 104, 419	1, 999, 731					
	3		貸付金元利	1, 033, 024	361	1, 033, 385					
			収入								
		2	奨学金貸付	2, 018	361	2, 379					
			金元金収入				1 奨学金貨	貸付金元金		361	奨学金貸付金返還金
							収入				

(項) 5 雜入

款		項	目	補正前の額	補正額	計		節		
办人		垻	П	THILIN Vノ領	畑业領	рΙ	区	分	金額	17元 ザカ
5	‡	雑入		1, 048, 854	△ 104, 780	944, 074				
	2 \$	維入		1, 048, 304	△ 104, 780	943, 524				
							1 雑入		△ 104, 780	その他雑入

歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

	款		項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳		節			説明
	水		垻 口	m IL 削り強	州上祖	ĒΙ	特定財源	一般財源	区	分	金	額	动位 577
4	1		衛生費	2, 077, 091	△ 2,388	2, 074, 703		△ 2,388					
	2		清掃費	1, 115, 699	△ 2,388	1, 113, 311		△ 2,388					
		1	清掃総務費	793, 478	△ 2,388	791, 090		△ 2,388					
									19 負担金	金、補	\triangle 2	2, 388	7 柏羽藤環境事業組合負担金
									助及で	び交付			
									金				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

	款		項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳		節			説明
	水		垻 卩	11年11月17日	佣ഥ領	ĒΙ	特定財源	一般財源	区	分	金	額	动位 577
,	,		土木費	2, 790, 338	△ 8, 200	2, 782, 138	△ 8, 200						
	2		道路橋りょ	1, 156, 025	△ 8, 200	1, 147, 825	△ 8, 200						
			う費										
		3	道路新設改	530, 633	△ 8, 200	522, 433	その他						
			良費				△ 8, 200		13 委託料	+	Δ 8	3, 200	2 信貴太平寺線整備事業
													境界確定業務委託料

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

款		項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳			節			説	明
水		垻 口	11年11月17日	佣ഥ領	ΠĪ	特定財源	一般財源		区	分	金	額	页 几	971
9		教育費	2, 292, 289	363	2, 292, 652	363								
1		教育総務費	599, 432	363	599, 795	363								
	3	奨学基金費	2, 151	363	2, 514	その他								
						363		21	貸付金	È	\triangle	1, 300	1 奨学基金貸付事業	
								25	積立金	È		1,663	奨学金貸付金	△ 1,300
													2 基金	
													奨学基金積立金	1, 663

報告第2号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成30年6月4日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

専決第2号 柏原市市税条例の一部改正について

専決第2号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月31日専決

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第14号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。 第11条中「第42条第3項」を「第42条第5項」に、「第45条」を「第

45条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第41条の3中「(以下この節」を「(次条第1項」に改める。

第16条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第41条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第41条の5第1項」と」の次に「、「の特別 徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をい う。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第42条第7項中「第45条第2項」を「第45条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、

控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第45条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第42条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第45条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第43条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第45条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第45条に次の2項を加える。

5 第42条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第45条第4項の連結法人税額の課

税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第43条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第45条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第51条中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。 第58条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条第3項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第3条の2第1項中「第42条第3項」を「第42条第5項」に改め、 同条第2項中「第45条」を「第45条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第45条に」を「第45条第1項及び第4項に」に、 「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第20条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」 を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第20条の2第7項中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第32項第3号」に改め、同条第11項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改める。

附則第20条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」 を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」

を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附 則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第 21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第 4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第 3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第 15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、 同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、 同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7 条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第 12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第 12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条 第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第 12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、 同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に 改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を 「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」 を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項 中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26 項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とする。

附則第21条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第21条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第22条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項

中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第23条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第24条の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。 附則第25条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第34条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第40条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第41条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあっては」を「には」に、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第42条の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第44条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例の規定による改正後の柏原市市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第45条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、 平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来 する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方 税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による 改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」 という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定 資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法 附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち 同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例 による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度 分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税について は、なお従前の例による。 報告第3号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成30年6月4日提出

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成30年4月18日専決

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

事	事 由		事 由 発 生 日 時 ・ 場 所				 手賠付		損害賠償の額	当事者
		日	時	• 場	所	相	手	方		
職員の	公務中	平成 2	9年	8月1	.8 日	柏原	京市	外在	1,314,627 円	柏原市
におけ	る公用	午前1	1時	35 分	項	住				
車での	接触事	大阪系	牙柏原	市大	字高井					
故		田47	7 0 番	2 地	先	男性	生			

報告第4号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定 についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議 会に報告する。

平成30年6月4日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成30年4月27日専決

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

事	事 由		由時	発 ・ 場	生	損制相	手賠 手	賞の方	損害賠償の額	当事者
		日			, ,,,	1,,,				
職員の	公務中	平成:	30年	2月2	23 日	柏原	京市タ	外在	18,857 円	柏原市
におけ	る公用	午後	4 時 5	5 分頃	Į	住				
車での	接触事	大阪府	守柏原	東市国	分本町					
故		1丁目	∄ 1 4	2番	1 地先	女性	Ė			

報告第5号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定 についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議 会に報告する。

平成30年6月4日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成30年5月15日専決

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

事	事 由		由	発	生	損害	手賠	賞の	損害賠償の額	当事者
	р-	日	時	• 場	所	相	手	方	KUMKYK	J 7 L
市道上	の市設	平成:	30年	3月21	. 日	柏原	京市原	为在	314,820 円	柏原市
置物に	よる車	午後:	3 時 0	0 分頃		住				
両破損	事故	大阪府	府柏原	原市大県	県1丁					
		目相号	手方宅	=		男性	ŧ			

報告第6号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成30年6月4日提出

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

專決第6号 平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)

専決第6号

平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

平成30年度柏原市の国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227,862千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,789,760千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

平成30年5月31日専決

柏原市長 富 宅 正 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款		項		補正前の額	補 正 額	計
5 諸	収	入			5, 698	227, 862	233, 560
			3 雑	入	5, 693	227, 862	233, 555
	歳	入	合 計		8, 561, 898	227, 862	8, 789, 760

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		5, 857	227, 862	233, 719
	2 前年度繰上充用金	0	227, 862	227, 862
歳出	合 計	8, 561, 898	227, 862	8, 789, 760

平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 5 諸収入

(項) 3 雜入

	盐		項	н	建工並の類	地工婚	⇒L.		節				説	HH
	款		垻	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金額	Į		記	明
-	5		諸収入		5, 698	227, 862	233, 560							
	3		雑入		5, 693	227, 862	233, 555							
		9	雑入		129	227, 862	227, 991							
								1 雑入		227, 8	62	その他雑入		

歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 2 前年度繰上充用金

	盐		TG 口	建工並の類	建工婚	計	補正額の	財源内訳		節			説	明
	款		項目	補正前の額	補正額	ĦΤ	特定財源	一般財源	区	分	金	額	司 允	17 7
(5		諸支出金	5, 857	227, 862	233, 719		227, 862						
	2		前年度繰上	0	227, 862	227, 862		227, 862						
			充用金											
		1	前年度繰上	0	227, 862	227, 862		227, 862						
			充用金						22 補償、	補填	227	, 862	1 前年度繰上充用金	
									及び照	普償金				

報告第7号

平成29年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度柏原市一般 会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

平成29年度 柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

										源内部	7			
款	項		事	事業名		金額	翌 年 度 繰 越 額	是 年 度 桑 越 額 既 収 入 未収入特定則	定財源	生財源				
									特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債	分担金	一般財源
2 総務費	1 総務管	理費	庁舎等敷 業務	女地 境	竟界確定	5, 07	76, 000	5, 076, 000						5, 076, 000
7 土木費	2 道路橋 う費	うりょ	踏切道改 金	(良コ	匚事負担	3, 95	54, 000	3, 954, 000						3, 954, 000
			国分寺大	(橋修	修繕工事	82, 17	76, 000	82, 176, 000		45, 196, 000		31, 200, 000		5, 780, 000
9 教育費	3 中学校	費	中学校空 工事	5調部	设備設置	257, 26	3,000	257, 263, 000		20, 664, 000		236, 100, 000		499, 000
13 災害復旧費	農林水 1 施設災	(産業 害復	農道災害	『復∥	日工事	8, 26	52, 000	8, 262, 000			3, 584, 000	2, 000, 000		2, 678, 000
	旧費		農業用水 工事	く路り	災害復旧	19, 46	57, 000	19, 467, 000			7, 270, 000	7, 000, 000		5, 197, 000
			農地災害	『復旧	日工事	5, 40	00,000	5, 400, 000			5, 232, 000		168, 000	
	公共土 2 設災害		市道災害	『復∥	日工事	84, 85	59, 000	84, 859, 000		49, 421, 000		23, 700, 000		11, 738, 000
	費		公園施設 事	炎災害	害復旧工	3,00	00, 000	3, 000, 000				2, 100, 000		900, 000
			河川災害	€復	日工事	30, 12	28, 000	30, 128, 000				13, 300, 000		16, 828, 000
	合		計			499, 58	35, 000	499, 585, 000		115, 281, 000	16, 086, 000	315, 400, 000	168, 000	52, 650, 000

報告第8号

平成29年度柏原市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

平成29年度 柏原市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

						左	この 財	源内	沢		
款	項		予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定 留保資金	不用額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管整備 事業	661, 283, 000	411, 020, 101	47, 000, 000	0	0	0	47, 000, 000	203, 262, 899	事業の遅延 による

報告第9号

平成29年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

平成29年度 柏原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

						左	この 財	源内	沢			
款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定 留保資金	不用額	説明	j
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場等 整備事業	110, 940, 000	45, 922, 400	11, 000, 000	5, 000, 000	0	0	6, 000, 000		国正事3をため 2 対し	金て約

議案第32号

業務委託契約の締結について

次のとおり、業務委託契約を締結する。

平成30年6月4日提出

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

- 1 契約の目的 柏原市立保育所児童給食業務
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 金164,868,696円
- 4 契約の相手方 大阪市大正区泉尾7丁目1番17号 ナフス南株式会社 代表取締役 濱田 武

議案第33号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域 水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約 (平成22年11月2日大阪府知事許可) の 一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」に改める。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 平成36年4月1日から施行する。

議案第34号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項 の規定により、議会の意見を求める。

平成30年6月4日提出

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職業

議案第35号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項 の規定により、議会の意見を求める。

平成30年6月4日提出

柏原市長 冨 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職業

議案第36号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

柏原市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例(平成24年柏原市条例第24号)の一部 を次のように改正する。

別表の1の表中柏原市特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

柏原市庁舎建設事業者選	庁舎建設事業者の選定についての審査に関するこ
定委員会	と。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。 (非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柏原市条例第 13号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

に改める。

議案第37号

柏原市手数料条例の一部改正について

柏原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

柏原市条例第 号

柏原市手数料条例の一部を改正する条例

柏原市手数料条例(昭和32年柏原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第1号中「1件につき30,000円」を「次に掲げる 事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加え る。

- ア イに掲げる事業者以外の事業者 1件につき30,000円
- イ 法第72条の2第1項の規定による共生型居宅サービス事業者の特例 の適用を受ける事業者 1件につき10,000円

第10条の2第1項第3号中「1件につき30,000円」を「次に掲げる 事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加え る。

- ア イに掲げる事業者以外の事業者 1件につき30,000円
- イ 法第78条の2の2第1項の規定による共生型地域密着型サービス事業者の特例の適用を受ける事業者 1件につき10,000円

第10条の2第1項第7号中「1件につき30,000円」を「次に掲げる 事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加え る。

- ア イに掲げる事業者以外の事業者 1件につき30,000円
- イ 法第115条の2の2第1項の規定による共生型介護予防サービス事業者の特例の適用を受ける事業者 1件につき10,000円

第10条の2第1項第9号中「1件につき30,000円」を「次に掲げる 事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加え る。

- ア イに掲げる事業者以外の事業者 1件につき30,000円
- イ 法第115条の12の2第1項の規定による共生型地域密着型介護予 防サービス事業者の特例の適用を受ける事業者 1件につき

10,000円

第10条の2第1項第13号中「1件につき30,000円」を「次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア イに掲げる事業者以外の事業者 1件につき30,000円
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の3第1項の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第12項に規定する自立訓練に係る同法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業者 1件につき10,000円

第10条の2第2項第1号中「前項第1号」、「同項第7号」及び「又は第13号」の次に「(アに限る。)」を加え、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号中「前項第3号」、「同項第9号」及び「又は第13号」の次に「(アに限る。)」を加え、同号を同項第4号とし、同項の次に次の1号を加える。

- (5) 前項第3号(イに限る。)の審査と同時に同項第9号(イに限る。)又は第13号(イに限る。)の審査(同一の事業所において一体的に運営されるものに限る。)を行う場合 1件につき10,000円
- 第10条の2第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 前項第1号(イに限る。)の審査と同時に同項第7号(イに限る。)又は第13号(イに限る。)の審査(同一の事業所において一体的に運営されるものに限る。)を行う場合 1件につき10,000円

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柏原市手数料条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

議案第38号

柏原市市税条例等の一部改正について

柏原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

柏原市条例第 号

柏原市市税条例等の一部を改正する条例

(柏原市市税条例の一部改正)

第1条 柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第42条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第13条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、 同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除 対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円 を加算した金額」を加える。

第18条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第21条各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第25条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項及び第8項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第42条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項におい

て「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第 1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税 の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則 で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項 (次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規 定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機 構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規 則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならな い。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が 記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれ に基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 第97条を第97条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

- 第97条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品 に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとす る。
 - (1) 喫煙用の製造たばこ
 - ア 紙巻たばこ
 - イ 葉巻たばこ
 - ウ パイプたばこ
 - エ 刻みたばこ
 - オ 加熱式たばこ
 - (2) かみ用の製造たばこ
 - (3) かぎ用の製造たばこ

第98条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第98条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第99条第1項中「第97条第1項」を「第97条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第103条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「ついて、」の次に「第4項の」を加え、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第99条第3項中「前項」を「第2項」に、「右欄」を「左欄」に改め、「の

重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第97条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第97条」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の 2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻 たばこの0.5本に換算する方法
 - (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の 紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する 法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたば こ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に 係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項 に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の 税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000 で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は 第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式た ばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第 108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第

2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律 第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定 した金額

第99条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算について、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第 3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未 満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定 する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合に は、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用について必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
 - 第100条中「5,262円」を「5,692円」に改める。
 - 第101条第3項中「第97条」を「第97条の2」に改める。
- 第103条第1項中「第97条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若 しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第14条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第20条の2第11項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 11 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。
- 第2条 柏原市市税条例の一部を次のように改正する。

第99条第3項各号列記以外の部分中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第20条の2第9項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第10項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第11項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 柏原市市税条例の一部を次のように改正する。

第99条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第100条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 柏原市市税条例の一部を次のように改正する。

第99条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第100条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 柏原市市税条例の一部を次のように改正する。

第98条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第99条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項

第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第 3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」 に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

(柏原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 柏原市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年柏原市条例第 19号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「柏原市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第97条第1項」を「柏原市市税条例第97条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表右欄中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中柏原市市税条例附則第20条の2の改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日
 - (2) 第1条中柏原市市税条例第13条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第25条第1項の改正規定並びに同条例附則第14条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
 - (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3条の規定 平成 31年4月1日
 - (4) 第2条中柏原市市税条例第99条第3項の改正規定 平成31年10 月1日
 - (5) 第1条中柏原市市税条例第12条第1項及び第3項並びに第42条第 1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規 定 平成32年4月1日

- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中柏原市市税条例第13条第1項及び第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第18条及び第21条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例の規定中個人の市 民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適 用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の柏原市市税条例第12条第1項及び第3項並びに第42条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業

を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は 課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡 し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項 第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条 第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(柏原市市税条 例等の一部を改正する条例(平成27年柏原市条例第19号)附則第5条第 1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製 造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(この条例 による改正後の柏原市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」 という。)第97条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。) 又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改 正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項 において「所得税法等改正法」という。) 附則第51条第1項の規定により製 造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの 製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるこ ととなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これ らの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、こ れらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たば こを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販 売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合におけ る市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの 本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所

- ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第103条第4項及び第5項、第105条の2並びに第106条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	T	1
第10条	第103条第1項若し	柏原市市税条例等の一
	くは第2項、	部を改正する条例(平
		成30年柏原市条例第
		号) 以下この条及
		び第2章第4節におい
		て「平成30年改正条
		例」という。) 附則第5
		条第3項、
第10条第2号	第103条第1項若し	平成30年改正条例附
	くは第2項	則第5条第2項
第10条第3号	第88条の6第1項の	平成30年改正条例附
	申告書、第103条第	則第5条第3項の納期
	1項若しくは第2項の	限
	申告書又は第116条	
	第1項の申告書でその	
	提出期限	
第103条第4項	施行規則第34号の2	地方税法施行規則の一
	様式又は第34号の2	部を改正する省令(平

	の2様式	成30年総務省令第
		24号)別記第2号様
		式
第103条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附
		則第5条第3項
第105条の2第1項	第103条第1項又は	平成30年改正条例附
	第2項	則第5条第2項
	当該各項	同項
第106条第2項	第103条第1項又は	平成30年改正条例附
	第2項	則第5条第3項

5 30年新条例第104条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第88条の6第1項の申告書、第103条第1項」とあるのは、「第103条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行 の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の 例による。 (手持品課税に係る市たばこ税)

- 第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所 ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第 25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記 第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなけれ ばならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、 その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって 納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の柏原市市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第10条、第103条第4項及び第5項、第105条の2並びに第106条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第103条第1項若し	柏原市市税条例等の一
	くは第2項、	部を改正する条例(平
		成30年柏原市条例第

		号) 以下この条及
		び第2章第4節におい
		て「平成30年改正条
		例」という。)附則第8
		条第3項、
第10条第2号	第103条第1項若し	平成30年改正条例附
	くは第2項	則第8条第2項
第10条第3号	第88条の6第1項の	平成30年改正条例附
	申告書、第103条第	則第8条第3項の納期
	1項若しくは第2項の	限
	申告書又は第116条	
	第1項の申告書でその	
	提出期限	
第103条第4項	施行規則第34号の2	地方税法施行規則の一
	様式又は第34号の2	部を改正する省令 (平
	の2様式	成30年総務省令第
		25号)別記第2号様
		式
第103条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附
		則第8条第3項
第105条の2第1項	第103条第1項又は	平成30年改正条例附
	第2項	則第8条第2項
	当該各項	同項
第106条第2項	第103条第1項又は	平成30年改正条例附
	第2項	則第8条第3項

5 32年新条例第104条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定

により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行 の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の 例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所 ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11 月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、 その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって 納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもの

のほか、第4条の規定による改正後の柏原市市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第10条、第103条第4項及び第5項、第105条の2並びに第106条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第103条第1項若し	柏原市市税条例等の一
	くは第2項、	部を改正する条例(平
		成30年柏原市条例第
		号。以下この条及
		び第2章第4節におい
		て「平成30年改正条
		例」という。) 附則第
		10条第3項、
第10条第2号	第103条第1項若し	平成30年改正条例附
	くは第2項	則第10条第2項
第10条第3号	第88条の6の第1項	平成30年改正条例附
	の申告書、第103条	則第10条第3項の納
	第1項若しくは第2項	期限
	の申告書又は第116	
	条第1項の申告書でそ	
	の提出期限	
第103条第4項	施行規則第34号の2	地方税法施行規則の一
	様式又は第34号の2	部を改正する省令(平
	の2様式	成30年総務省令第
		25号)別記第2号様
		式
第103条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附
		則第10条第3項
第105条の2第1項	第103条第1項又は	平成30年改正条例附
	第2項	則第10条第2項

	当該各項	同項
第106条第2項	第103条第1項又は	平成30年改正条例附
	第2項	則第10条第3項

5 33年新条例第104条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第39号

柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

柏原市条例第 号

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

柏原市介護保険条例(平成12年柏原市条例第13号)の一部を次のように 改正する。

第4条第1項第7号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第40号

柏原市自動車駐車場条例の一部改正について

柏原市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

柏原市条例第 号

柏原市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

柏原市自動車駐車場条例(平成9年柏原市条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

別表柏原駅西口自動車駐車場の部一時使用の項中「1,000円」を 「800円」に改める。

附則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

議案第41号

柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の一部改正について

柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

平成30年6月4日提出

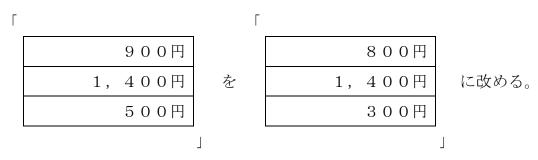
柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の一部を改正する条例

柏原市立サンヒルスポーツセンター条例(平成29年柏原市条例第8号)の 一部を次のように改正する。

別表の(2)の表中



附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年度柏原市一般会計補正予算(第1号)

平成30年度柏原市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221,466千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,302,020千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

平成30年6月4日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
13 国	庫 支 出	金		3, 981, 394	1, 343	3, 982, 737
			2 国 庫 補 助 金	594, 488	1, 343	595, 831
14 府	支 出	金		1, 746, 385	21, 531	1, 767, 916
			2 府 補 助 金	368, 534	21, 531	390, 065
18 諸	収	入		2, 018, 404	△ 51, 440	1, 966, 964
			5 雑 入	978, 265	△ 51, 440	926, 825
19 市		債		2, 348, 600	△ 192, 900	2, 155, 700
			1 市 債	2, 348, 600	△ 192, 900	2, 155, 700
	歳	入	合 計	25, 523, 486	△ 221, 466	25, 302, 020

歳 出 (単位 千円)

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
2 総	務	費		2, 279, 885	29, 342	2, 309, 227
			1 総務管理費	1, 616, 595	29, 342	1, 645, 937
3 民	生	費		10, 997, 530	6, 267	11, 003, 797
			1 社 会 福 祉 費	4, 940, 334	2, 236	4, 942, 570
			2 児 童 福 祉 費	3, 958, 811	4, 031	3, 962, 842
4 衛	生	費		2, 061, 624	188	2, 061, 812
			1 保健衛生費	1, 015, 763	188	1, 015, 951
9 教	育	費		2, 948, 499	△ 257, 263	2, 691, 236
			3 中 学 校 費	814, 596	△ 257, 263	557, 333
	歳	出	合 計	25, 523, 486	△ 221, 466	25, 302, 020

第2表 継続費

	芸刀		項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
2	総	務費	1 総務管理費	庁 舎 施 設 整 備 事 業	4, 363, 000	平成30年度	0
						平成31年度	1, 289, 000
						平成32年度	2, 975, 000
						平成33年度	99, 000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
庁 舎 施 設 整 備 調 査 設 計 業 務	平成30年度から 平成31年度まで	147,000千円
庁 舎 施 設 整 備 事 業 支 援 業 務	平成31年度から 平成33年度まで	43, 400千円

第4表 地方債補正

廃 止

起債の目的	限 度 額 起債の方	法 利 率	借入先	償 還 の 方 法
中学校空調設備設置事業債	千円 普通貸借及 証券発事業 だし、事業 進捗状績の 部 部 できる	た 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 全 金について、利率の見 値しを行った後におい ては、当該見直し後の	銀行その他	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等又は元金均等で、年賦又は半年賦で償還する。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。

平成30年度柏原市一般会計補正予算(第1号)説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

	款		項目	補正前の額	補正額	計	節		説	明		
	水人		垻 卩	(神)上削り強	佣ഥ領	ΠI	区	分	金	額		1 71
1	3		国庫支出金	3, 981, 394	1, 343	3, 982, 737						
	2		国庫補助金	594, 488	1, 343	595, 831						
		2	民生費国庫	239, 404	1, 343	240, 747						
			補助金				2 児童福祉	止費補助金		1, 343	子ども・子育て支援交付金	

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

	款 項 目	補正前の額	補正額				節			説明		
	水		垻 日	無正則り殺	佣上領	口		区	分	金	額	武化 777
14			府支出金	1, 746, 385	21, 531	1, 767, 916						
	2		府補助金	368, 534	21, 531	390, 065						
		2	民生費府補	335, 642	1, 343	336, 985						
			助金				2 児	童福祉	上費補助金		1, 343	子ども・子育て支援交付金
		3	衛生費府補	4, 317	188	4, 505						
			助金				1 保	:健衛生	費補助金		188	骨髄移植患者等定期予防接種ワクチン再接種費
												用補助金
		8	教育費府補	1, 463	20, 000	21, 463						
			助金				4 社	:会教育	育補助金	20	0,000	宝くじ社会貢献広報市町村補助金

(款) 18 諸収入

(項) 5 雜入

	款		項目	第 日 補正前の額 補正額 計		説	明							
	水		供 片	1		州上領	口口	区	分	金	額	前九 サ	切	
13	3		諸収入		2, 018, 404	△ 51,440	1, 966, 964							
	5		雑入		978, 265	△ 51, 440	926, 825							
		2	雑入		977, 715	△ 51, 440	926, 275							
								1 雑入		△ 53	1,440	スポーツ振興くじ助成金		18, 261
												コミュニティ助成事業助成金		2, 500
												その他雑入	\triangle	72, 201

(款) 19 市債

(項) 1 市債

	款		項	目	補正前の額	油工類		節		- 説	明			
	水人		垻	Ħ	作工に削りが良	補正額	口口		区	分	金	額	一	97
]	.9		市債		2, 348, 600	△ 192, 900	2, 155, 700							
	1		市債		2, 348, 600	△ 192, 900	2, 155, 700							
		5	教育債		763, 500	△ 192, 900	570, 600							
								1 '	中学校債		\triangle :	192, 900	中学校空調設備設置事業債	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

Γ	款		項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳		節			説	明
	水人		垻 卩	作LL 刊 V 7 領	州上領	口	特定財源	一般財源	区	分	金	額	克 尤	1971
	2		総務費	2, 279, 885	29, 342	2, 309, 227	2, 500	26, 842						
	1		総務管理費	1, 616, 595	29, 342	1, 645, 937	2, 500	26, 842						
		1	一般管理費	1, 012, 556	92	1, 012, 648		92						
									9 旅費			21	10 庁舎整備室事務費	
									11 需用	費		65	普通旅費	21
									12 役務	費		6	消耗品費	50
													印刷製本費	15
													手数料	6
		7	自治振興費	77, 746	2, 500	80, 246	その他							
							2, 500		19 負担	金、補	2	2, 500	1 自治振興事業	
									助及	び交付			コミュニティ助成	戊事業補助金
									金					

												1 1/
款			補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳		節		説明	
水		垻 卩	m上別VJ領	佣业破	口	特定財源	一般財源	区	分	金 額	一	
	13	庁舎施設整	0	26, 750	26, 750		26, 750					
		備事業費						1 報酬		15	0 1 庁舎施設整備事業	
								13 委託料	斗	26, 60	0 庁舎建設事業者選定	150
											委員会委員報酬(3	
											人)	
											庁舎施設整備事業支 26	6, 600
											援業務委託料	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

	款		項目	補正前の額	地工婚	≅ †	補正額の	財源内訳		節			説明
	水		垻 口	m LE 削りが	補正額	口	特定財源	一般財源	区	分	金	額	10元 1973 1173
,	3		民生費	10, 997, 530	6, 267	11, 003, 797	2, 686	3, 581					
	1		社会福祉費	4, 940, 334	2, 236	4, 942, 570		2, 236					
		10	介護保険福	934, 409	2, 236	936, 645		2, 236					
			祉費						28 繰出3	金	2	2, 236	2 介護保険事業会計繰出金
													介護保険事業会計繰出金

(項) 2 児童福祉費

款		項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳			節			説明	
水		垻 口		佣止領	口	特定財源	一般財源		区	分	金	額	就 奶	
2		児童福祉費	3, 958, 811	4, 031	3, 962, 842	2, 686	1, 345							
	7	放課後児童	102, 359	4, 031	106, 390	国庫支出金	1, 345							
		会費				1, 343		7	賃金			2, 857	1 放課後児童会事業運営費	
						府支出金		11	需用	費		88	主任支援員賃金	1, 322
						1, 343		12	役務	費		110	支援員賃金	1, 265
								13	委託精			22	補助員賃金	270
								18	備品則	購入費		954	消耗品費	73
													医薬材料費	15
													放課後児童支援員等	22
													健康診断委託料	
													2 放課後児童会施設管理費	
													通信運搬費	60
													手数料	50
													庁用器具費	954

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

	北		T苦 口	オス 並の類	建工婚	計	補正額の	財源内訳		節			⊒从 □日
	款		項目	補正前の額	補正額	ĦΤ	特定財源	一般財源	区	分	金	額	説明
ſ	4		衛生費	2, 061, 624	188	2, 061, 812	188						
	1		保健衛生費	1, 015, 763	188	1, 015, 951	188						
		2	予防費	297, 255	188	297, 443	府支出金						
							188		19 負担	金、補		188	2 予防接種事業
									助及	び交付			ワクチン接種助成金
									金				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

	款項目		百日	補正前の額	建工婚	計	補正額の	財源内訳		節			説明
	水		垻 日	畑上則り領	補正額	口	特定財源	一般財源	区	分	金	額	武化 777
í)		教育費	2, 948, 499	△ 257, 263	2, 691, 236	△ 192,900	△ 64, 363					
	3		中学校費	814, 596	△ 257, 263	557, 333	△ 192,900	△ 64, 363					
		1	学校管理費	424, 942	△ 257, 263	167, 679	地方債	△ 64, 363					
							△ 192, 900		15 工事	請負費	△ 257	7, 263	4 中学校施設整備事業
													中学校空調設備設置工事

補正予算給与費明細書

1 特 別 職

	1	玄	分	職員数	給	<u> </u>	,費	合	計
	ļ	<u> </u>	カ	(人)	報	酬	計	П	
補	正	前	その他の特別職	947	34	47, 413	347, 413	347	7, 413
們	-111-	日山	計	966	45	50, 133	530, 156	576	5, 211
補	正	後	その他の特別職	950	34	47, 563	347, 563	347	7, 563
作用	-111-	仮	計	969	45	50, 283	530, 306	576	5, 361
比		#4	その他の特別職	3		150	150		150
1		較	計	3		150	150		150

議案第43号

平成30年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,210,727千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

平成30年6月4日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款						項	補正前の額	補 正 額	計
2	国	庫	支	出	金			1, 318, 358	2, 236	1, 320, 594
						2 国	庫補助金	266, 665	2, 236	268, 901
6	繰		入		金			934, 091	2, 236	936, 327
						1 —	般会計繰入金	934, 090	2, 236	936, 326
			」 厉	裁	入	合 計	-	6, 206, 255	4, 472	6, 210, 727

歳 出 (単位 千円)

	款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 総	務	費			156, 290	4, 472	160, 762
			1 総 務 管 理	∄ 費	110, 733	4, 472	115, 205
	歳	出	合 計		6, 206, 255	4, 472	6, 210, 727

平成30年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

	款		項目	補正前の額	補正額	=		節			説明
			垻 卩	州上別り強	佣ഥ領	口	区	分	金	額	7万
2			国庫支出金	1, 318, 358	2, 236	1, 320, 594					
	2		国庫補助金	266, 665	2, 236	268, 901					
		4	介護保険事	0	2, 236	2, 236					
			業費補助金				1 介護保障	食事業費補	4	2, 236	介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費補
							助金				助金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款		項目	補正前の額	補正額			節			説明
水		項目		佣工領	ΠI	区	分	金	額	成 777
3		繰入金	934, 091	2, 236	936, 327					
1		一般会計繰	934, 090	2, 236	936, 326					
		入金								
	4	その他一般	156, 445	2, 236	158, 681					
		会計繰入金				1 職員給	与費等繰入	2	2, 236	職員給与費等繰入金
						金				

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款		項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳		節			説明
水		垻 卩	11年11月17日	佣ഥ領	ΠĪ	特定財源	一般財源	区	分	金	額	東元 ザカ
		総務費	156, 290	4, 472	160, 762	2, 236	2, 236					
1		総務管理費	110, 733	4, 472	115, 205	2, 236	2, 236					
	1	一般管理費	110, 682	4, 472	115, 154	国庫支出金	2, 236					
						2, 236		13 委託料	华	4	4, 472	1 一般管理費
												介護保険制度改正に伴うシス
												テム改修業務委託料